1年間よろしくお願いします

平成27年度の自治会長さんが決定しました

平成２７年度の自治会長さんが決まりましたのでお知らせします。
各地区・各自治会でのまとめ役として、４月から１年間お世話になります。
よろしくお願いします。

三成

角田	佐野木
石原・里田	植田
下三所	磯田
矢谷	内田
朝日町	大田
宮の町	塔村
湯の原	藤原
三成本町	川西
上本町	立石
上三成下	菅原
上三成中	川西
上三成上	佐藤
美女原	飛田
下高尾	藤原
尾白	藤原
上高尾	藤原

正 治 茂
博 康 由
秀 耕 二
勇 治 治
利 美 雄
陽 治 義
重 明 徳
友 信 治
良 治 己
克 勝 美
幹 久

布勢

土屋	佐藤
上三所東部	友原
上三所中央	石塚
上三所西部	藤原
馬駒下	恩田
馬駒上	石原
中村	陶山
八代東部	石原
八代本町	内田
八代町	赤名
八代西部	松田
上布施	藤井
佐白	西村
白町	延谷

清 敬 久
次 士 幸
清 光 肇
龍 治 夫
幸 光 彦
弘 好 和
清 裕 久
義 昭 典

阿井

川子原	須山
鋳物屋	赤名
山根	赤名
堀	難波
雲崎	波光
川東	江寿
下口	西修
大上	中木地谷
平	山田
福原	足木
上阿井町	渡部
川角	部英
本町	伊藤
上町	糸賀
米原	深田
真地	藤原

克 彦 山
輝 男 名
浩 一 名
光 男 波
寿 彦 江
修 一 西
幸 弘 谷
茂 己 田
真 二 木
豊 人 部
憲 正 角
広 満 藤
治 英 賀
信 清 田

亀高

高田	若槻
琴枕	植田
郡	久井
簾	勝部
大内原	内田
梅木原	石原
亀嵩町	三澤
谷奥	恩田
久比	青戸
中湯野	米原
西湯野	若槻
上分	米原

光 次 雇用促進住宅
泰 正 前
博 一 滝の上
俊 史 布施
徳 雄 須
良 一 山
好 次 田
宏 正 田
要 博 裕
徳 志 満
志 則 薫
二

横田

角	岩
大市	吉
六日市	岩
大曲	佐野
加食	原
角	俊
市	秀
岩	勉
吉	信
佐	郎
田	夫

鳥上

追谷	木
山根	邑
日向	村
側	光
側	吉
籾	晴
中郡	石
山	原
福	田
頼	新
中丁	足
山県	立
代山	尾
福	田
部	昭
本	成

雄 直 洋
修 喜 美
登 史 弘
妃登 茂
昭 登 則
直 久 美
喜 伸 徳
登 昭 二
史 雄 治
洋 美 人
美 徳 修
樹

三沢

下鴨倉	内
上鴨倉	藤
大	高
吉	原
河内	田
四日市	内
原田	橋
三沢町	正
下鞍掛	之
上鞍掛	幸
堅田	聖
小	田
奥湯谷寄	春
奥湯谷下	一
八幡上	正

松 草 白 内 渡 高 源 内 高
原 坂 水 名 田 部 橋 田 橋
美 敦 輝 幸 博 正 之 幸 聖
弘 茂 則 久 伸 昭 雄 美 徳 二

八川

川西	中恩
古市	田
田橋	崎
土川	西
雨	幹
大谷本郷	幸
八川本郷	憲
中八川	尾
小八川	尾
奥八川	内
坂根	山
三井野	糸
白	原
川	英

村 憲 原 耕 美 治 之 仁 収 夫 人 夫
公 夫 夫 雄 三 明 則 勝 一 之 夫

馬木

原口	古田川
稲田	藤
蔵屋	原
樋口	耕
五反田	治
やり	彦
馬め	光
場	彦
福	忠
間	雄
利	朋
夫	潔

女良木 吉
旭 川
昭 忠
大馬木第1本郷 枝 満
大馬木第2本郷 大 良
堅田・野伏 杠 臣
反 森 昭
本 山 徳
矢入・中原 佐木 実
小 佐 重
小森 田 好
飛 幸 木
古田 裕 青
小馬木本郷 光 直 吉

住民票の写しなど郵便局での証明交付について

6月1日（月）から取扱い郵便局が変わります！

現在、町内９つの郵便局では、住民票や印鑑証明などの証明交付サービスを行っています。６月１日（月）から取扱い局が７局に変わります。

★取扱い局　▽八代郵便局▽亀嵩郵便局▽阿井郵便局▽三沢郵便局
▽鳥上郵便局▽八川郵便局▽馬木郵便局
（※仁多郵便局と横田郵便局は中止します。）

★取り扱う証明書などの種類・手数料

証明書などの種類	請求できる方	手　数　料
戸籍全部事項証明など	本人、又は本人と同一の戸籍に記載されている方	１通　４５０円
除籍全部事項証明など		１通　７５０円
戸籍の附票の写し		１通　２００円
住民票の写し 住民票記載事項証明書	本人、又は本人と同一世帯の方	１通　２００円
印鑑登録証明書、納税証明書	本人のみに限る	１通　２００円

★窓口取り扱い時間　午前９時～午後５時（土日祝祭日、年末年始は除く）

★請求の際必要なもの（本人確認書類・印鑑）

顔写真付き証明書（１点確認）		顔写真付きでないもの（２点確認）
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、許可証、身体障害者手帳、運転経歴証明書など	又は	健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証など公的機関が発行したもの

★注意してください

代理人による請求は、できません。また、世帯分離されている方は、同一世帯とはみなされません。

【お問い合わせ先】　役場 町民課　有線：31-5101・31-5104 ／ 電話：54-2510